

平成 27 年 3 月 26 日

関係各位

株式会社クボタ
クボタアグリサービス株式会社

共同乾燥施設の受注を巡る独占禁止法違反に関して

本日、公正取引委員会より、クボタアグリサービス株式会社が「排除措置命令書」および「課徴金納付命令書」を、株式会社クボタが「課徴金納付命令書」を受領いたしました。

本件に関し、お客様をはじめ関係各位には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

クボタグループ全体で遵法経営の徹底を進めてきた中で、このような事態が起きたことは遺憾の極みであり、厳粛に受け止めております。今後、コンプライアンスの再徹底を図り、再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

<命令について>

1. 排除措置命令の概要

クボタアグリサービス株式会社は、共同乾燥施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）事業に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、違法行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

株式会社クボタが納付すべき額 : 1 億 6 0 8 万円

クボタアグリサービス株式会社が納付すべき額 : 3 6 5 0 万円

<再発防止について>

クボタアグリサービス株式会社への公正取引委員会の立入検査以降、クボタグループとして当該事業の営業活動自粛、調査委員会の設置と調査、社内リスク管理委員会の権限強化、コンプライアンス部門に係る組織変更、関係部門に対する独占禁止法教育などの諸対策を施してまいりましたが、下記の通り、更なる対策を講じてまいります。

- ・ 独占禁止法遵守に係る規程類および監査体制の見直し
- ・ 独占禁止法遵守委員会活動の強化
- ・ 全社での独占禁止法教育研修の徹底

以上